

日本遺産フェスティバル i n 倉敷冠事業募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、官公庁や市民団体、企業などが、日本遺産フェスティバル i n 倉敷開催を記念して、同フェスティバルの主旨に合致する事業を実施する際に、冠称及びロゴマーク（以下「冠称等」という。）の使用を希望する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 冠称等申請の対象となる事業は、令和7年10月26日までの期間に、官公庁や市民団体、企業等が実施する事業で、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 日本遺産フェスティバル i n 倉敷開催の主旨に合致する事業
- (2) 地域の持つ魅力を再発見し、その魅力を市内外に発信する事業
- (3) 前各号に掲げるもののほか、倉敷市日本遺産推進協議会（以下「協議会」という）が特に認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は対象としない。

- (1) 政治団体もしくは宗教団体の活動又は特定の宗教及び政治のための活動と認められる事業
- (2) 営利を主たる目的とすると認められる事業。ただし、協議会が特に認めたものはこの限りでない。
- (3) 集団的もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるものの又は参加者に対して圧迫感を与える事業
- (4) 個人が主催する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会が適当でないと認める事業

(冠称等)

第3条 冠称は、「日本遺産フェスティバル i n 倉敷応援事業」とする。

2 ロゴマークは、別図のとおりとする。

(事業の届出)

第4条 冠事業を実施しようとする者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ、日本遺産フェスティバル i n 倉敷冠事業登録申請書（様式第1号）を協議会に提出しなければならない

い。

(事業の登録)

第5条 協議会は、申請のあった事業が対象事業に合致するか内容を確認し、冠事業としての登録の可否を事業者に通知する。

(事業の支援)

第6条 冠事業として登録された事業は、次に掲げる支援を受けることができる。

(1) 冠称使用

(2) ロゴマーク使用

(3) 倉敷市公式ホームページ及び日本遺産フェスティバル in 倉敷特設サイトへの掲載

(使用料及び経費負担)

第7条 事業者の冠称等使用料は、無料とする。

2 協議会は、事業者がこの要綱による届出等に要した経費及び冠称等使用の実施に係る経費を含め、事業に係る一切の経費については負担しない。

(事業内容の変更等の届出)

第8条 事業者は、冠事業の申請内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、遅滞なく、日本遺産フェスティバル in 倉敷冠事業変更届出書（様式第2号）又は日本遺産フェスティバル in 倉敷冠事業中止届出書（様式第3号）を協議会に提出しなければならない。

(使用の中止)

第9条 協議会は、事業者が行う応援事業が第2条第1項各号に該当しなくなったとき、又は事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、冠称等の使用を中止させることができる。

(1) この要綱の規定に違反し、又は違反する恐れがある場合

(2) 偽りその他不正の手段により届出を行った場合

(3) その他協議会が不相当と認めた場合

2 協議会は、前項の規定による冠称等の使用の中止により、事業者に損害が生じた場合であっても、その損害を賠償する責めを負わない。

(紛争の解決)

第10条 事業者は、冠事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任において解決するものとし、協議会は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない

ものとする。

(事務処理)

第 1 1 条 冠事業の登録申請に係る事務処理は、協議会の事務局が行う。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、冠事業の登録に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 2 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 2 1 日から施行する。

別図（第 3 条第 2 項関係）



日本遺産フェスティバル in 倉敷 応援事業



日本遺産フェスティバル in 倉敷 応援事業